

News File

事実婚夫婦も体外受精 OK 産科婦人科学会が正式に方針

日本産科婦人科学会(日産婦)は、体外受精を受けられる対象に、婚姻届を出していない「事実婚」の夫婦も含める方針を正式に決めた。学会の指針では「婚姻しており、(子どもを)強く希望する夫婦」としていたが、婚姻にかかわる表現を削除する。

日産婦は、2006年から婚姻関係を証明する書類の提出を不要とし、事実婚の夫婦も実際には認めていた。しかし、指針には婚姻の条件が残っていた。

日産婦は「婚姻だけでなく夫婦関係も広がってきている。事実婚の夫婦に対する社会全体のコンセンサス(合意)ができてきた」と、指針見直しの理由を説明した。ただし、夫婦という条件は変更せず、独身者や同性カップルは認めないという。第三者間の体外受精については、国の方針決定を待つという。

体外受精によって、毎年3万人を超える子どもが生まれ、約30人に1人を占めている。日産婦の苛原稔倫理委員会委員長は「女性の結婚年齢が上昇し、少子化も進んでいる。夫婦にはいろいろな考えがあるということを受け、今回は『婚姻』をはずすことにした」と話した。

(6月21日付朝日新聞)

抗がん剤治療、胎児影響なし 14週以降の乳がん患者

妊娠中の乳がん患者への抗がん剤治療について、聖路加国際病院は日本乳癌学会学術総会で、胎児への大きな影響は見られなかったとする調査結果を発表した。

同病院は1999年11月から2013年11月までに、妊娠中に乳がんを診断された59人を対象に、治療ごとに患者や胎児の経過を追跡調査した。そのうち34人で、妊娠4か月(妊娠14週)以降に抗がん剤治療を実施した。

その結果、妊娠中には切迫早産などが計7件、また、分娩時に胎児の心拍低下など計4件で緊急帝王切開になるなどの合併症があった。しかし、その割合は通常の妊娠と変わらなかった。胎児に重い合併症や発育の遅れは見られなかった。今後、長期間、子どもの発育状況を追跡調査する。

同学会の診療指針は、胎児の器官形成期の妊娠4か月までは胎児死亡や先天異常の危険性が高まるため、抗がん剤治療はすべきでないとしているが、5か月以降は「長期の安全性は確立していないものの、検討してもよい」としている。しかし、国内では、中絶を選んだり、出産まで治療を延期して病気が進行したりするケースが多い。

山内英子・同病院プレストセン

ター長は「選択肢としてあり得るので、十分説明を受け、家族で話し合ってほしい。病院側も産科や小児科との協力体制が不可欠。不安を感じる患者や家族への長期的な支援も必要だ」と話している。

(7月12日付読売新聞)

麻酔薬、20施設が 子どもにも使用 「禁忌」の人工呼吸中

東京女子医科大学病院で2月、麻酔薬プロポフォールを使用後に当時2歳の男児が死亡したことを受け、日本集中治療医学会は、集中治療室での使用実態の調査結果を発表した。

106施設のうち20施設で、使用が勧められていない「禁忌」とされている、人工呼吸中の小児に使っていた。うち、小児集中治療室に限ると、19施設のうち7施設で使っていた。

「禁忌」の子どもにも使用されていた20施設のうち、親などから使用の同意書を得ていたのは3施設。年齢や体重で使用基準を設けているのは4施設で、使用量の上限を決めているのは5施設だった。

学会は研究班をつくり、プロポフォールの小児への使用について、医学的妥当性を検討する。添付文書の禁忌は、法律で禁じられているわけではなく、患者の状態に応じて医師の裁量で使うことはある。プロポ

医療・周産期に関するニュースをピックアップ

フォールは鎮静効果がすぐに出て、大人の患者では広く使われている。

東京女子医科大学病院では、昨年までの5年間に禁忌の子ども63人に使っていたことが判明。厚生労働省などが立ち入り調査をして、実態を調べている。

(7月14日付朝日新聞)

NICUの赤ちゃん、 痛み和らげよう 看護師ら指針案

新生児集中治療室(NICU)で赤ちゃんが受ける痛みを和らげようと、NICUの関連学会メンバーらでつくる委員会が対策をまとめた指針案を発表した。こうした指針は国内にはないという。

委員会は看護師や医師らで構成。日本周産期・新生児医学会の学術集会で明らかにした。

委員会によると、海外の研究で、早産児は痛みを感じやすいという報告がある。赤ちゃんの時にくり返し痛みを経験すると、幼児期などに痛みにも敏感になったり、情緒の発達に影響が出たりする可能性もあるという。

しかし、赤ちゃんは痛みを感じても言葉で表現できない。NICUの赤ちゃんは、気管にチューブが入っていて泣き声をあげることができない場合もある。

指針案では、採血やカテーテルの挿入などの処置をする際には、母乳

を与えながらする方法や、赤ちゃん自身の指をくわえさせることを提案。また、母体にいる胎児のように身体を丸めた姿勢にすることや、手のひら、毛布で身体を包むことを勧めている。赤ちゃんの心拍数や表情、手足の動きなどで痛みをどれくらい感じているかを判断する方法も紹介。処置の前後などに確かめることを唱えている。

この案をもとに現場の意見を聞き、来年3月に指針を完成させる予定。

(7月16日付朝日新聞)

親子関係の安定を優先 父子関係 最高裁判決

最高裁はDNA鑑定という科学的な根拠があっても、法律上の父子関係を否定することはできないとの初判断を示した。子どもの社会生活の根幹をなす親子関係の安定を優先した形だ。ただ、夫婦や親子の実情はさまざまで、現在の法律上のルールを当てはめることがどのケースでも最善とは限らない。裁判官からは社会変化を踏まえた立法の取り組みを求める声も上がった。

最高裁判決が力点を置いたのは、子どもの立場や境遇を法的に安定させること。血縁関係がないことが後からわかったり、夫婦関係が破綻したりといった理由で、それまでの親子関係が覆されることになれば子どもにとって大きなマイナスになる。

判決は「民法は法的親子関係と血縁関係が一致しないことも想定している」とし、血縁という事実よりも嫡出推定という社会の約束事を優先したともいえる。

今回の判決で5人の裁判官の判断は3人の賛成と2人の反対に割れた。「DNA鑑定だけで法的な親子関係を覆すべきではない」という点は5人に共通するが、反対意見の2人はDNAに加えて子の状況次第では取り消しを認めるべきだとした。

妻側が訴えた2件の訴訟の一、二審判決によると、どちらの事案も子どもは現在、母と血縁上の父とともに暮らしており、妻側は「物心ついたときから血縁上の父を父親として育ってきた」と訴えていた。

反対意見をつけた金築誠志裁判官は、DNA鑑定結果に加えて「夫婦関係が破綻し、生物学上の父と法律上の親子関係を確保できる場合」には、取り消しもあり得ると主張。白木勇裁判官も、血縁関係を戸籍に反映させたい心情は無視できないとし、「民法との適切な調和には立法的手当てが望ましい」とした。

判決に賛成した桜井龍子裁判官(行政官出身)も補足意見で「旧来の規定が社会の実情に沿わなくなれば、立法政策の問題として検討すべきだ」と指摘。司法判断による解決が困難さを増している現状をうかがわせた。

(7月18日付日本経済新聞)